

蒲郡市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金 Q&A

1. 補助対象者・補助対象事業

Q1-1 システムが既に設置してある新築住宅を購入しました。補助対象になりますか。

A1-1 建物の引渡前に補助金交付申請を提出していただければ、補助対象となります。また、システム付き住宅を新築する場合は、補助対象となります。
ただし、補助対象外となる例は以下のとおりです。

補助対象外の例

- 専用店舗、事業所等への設置
- 別荘、別宅（住民票を伴わないもの）への設置
- 中古システム、リース品を設置する場合
- 工事着手・建物引渡が当該年度の4月1日より前のもの、または工事完了・建物引渡日が当該年度の3月10日より後のもの。
- 出力合計が10kW以上のものを設置（太陽光発電システム）
- 国が補助対象に指定していないものを設置（リチウムイオン蓄電池、電気自動車充電設備、家庭用エネルギー管理システム、燃料電池）

Q1-2 建物が共有名義ですが、補助金の申請も連名にした方がいいですか。

A1-2 太陽光発電システムを設置する場合は、電灯契約者のお名前でも申請して下さい。太陽光発電システム以外の場合も、設置場所に住民票のある方1名のお名前でも申請して下さい。Q1-9もあわせてご参照ください。

Q1-3 現在、市外に住んでいますが、システム一体型の住宅を市内に建築する予定です。補助対象となりますか。

A1-3 補助対象となります。実績報告書提出時に、蒲郡市の住民票を添付できるように住民登録を異動させておいてください。

Q1-4 太陽光・熱複合利用システムを設置したいのですが。

A1-4 複合利用システムには、太陽光発電システムと熱利用システムを併設する場合と、集熱器が発電機能を併せ持った光熱併機能型を設置する場合があります。

いずれも、その発電能力、集熱面積に応じて、太陽光発電は一体的導入で、太陽熱利用も補助金を申請することができます。

Q1-5 太陽光発電システムのみを設置したいのですが。

A1-5 太陽光発電単体の補助はなくなりました。太陽光発電システムに関しては、一体的導入のみ補助を実施しております。

Q1-6 空気集熱式ソーラーシステム（ソーラーハウス）の住宅を新築する場合は対象となりますか。

A1-6 補助対象となります。

Q1-7 アパートに補助対象のシステムを設置する場合、補助金の申請はできますか。

A1-7 オーナーが居住し、システムをオーナー宅のみに系統連係する場合は、補助対象となります。オーナー以外の共用部分（廊下、階段等）にも連係する場合は対象外です。

Q1-8 現在、同じ土地の中に住宅が2軒あり、親世帯と子世帯が別々に居住しています。それぞれの住宅にリチウムイオン蓄電池を設置するのですが、補助金は申請できますか。

A1-8 補助金は1世帯につき1回申請できます。ここでいう世帯とは**住民票上の世帯**であり、住居が別々で見かけ上世帯が分かれていても、住民票上で1世帯となっていれば1件分しか申請できません。

Q1-9 申請者と工事の契約者や電力事業者との太陽光契約の契約者などの名義が異なっていますが、住民票で同居している事実が分かれば、そのまま提出してもいいですか。

A1-9 同居の家族であっても、**提出する全ての書類に関して、名義が同一人物**である必要があります。名義が異なる場合、住民票を提出していただいても、提出された書類を受理することができず、書類の再発行や再提出をしていただきます。

Q1-10 リチウムイオン蓄電池を2台以上設置する場合の補助金はどうなりますか。

A1-10 1台目のみが対象になるため、2台目以降は補助対象にはなりません。（電気自動車等充給電設備も同様）

2. 交付申請(補助金交付申請書)

Q2-1 補助金の申請はいつ行えばいいですか。

A2-1 施工業者と請負契約を締結し、実際に工事に着手する前に補助金交付申請書を提出してください。**工事着手後の申請は受理ができません。**また、交付申請書を受理した後に発行される交付決定通知書が、申請者に届いてから、工事を着手していただく必要があるため、工事を着手する1週間～10日前に申請を行ってください。

Q2-2 現況写真はどのようなものを提出すればいいですか。

A2-2 建物の全景と設置予定の屋根等を写したものを用意してください。システムが設置されていないことを確認できる写真が必要です。新築される方は、空き地の写真でも土台等が組み立てられた状態の写真でも構いません。

3. 計画等の変更(計画変更等申請書)

Q3-1 申請後に変更事項があったのですが、変更届(計画変更等申請書)は実績報告書と同時に提出してもいいですか。

A3-1 「変更届が市で受理された後、工事が完了した(=実績報告書の工事完了日)」と考えることから、変更届は必ず実績報告書の提出前に提出してください。

Q3-2 最大出力合計 3.00kW で申請し、補助金額 45,000 円で交付決定通知を受けましたが、その後 3.50kW に変更となりました。この場合、補助金額は 52,000 円となりますか。

A3-2 補助金額は、交付決定通知書に記載された金額よりも増額しません。この場合は、補助金額は 45,000 円のままとなります。ただし出力が減る場合には、補助金額は最大出力合計に応じた金額に減じます(例: 3.00kW→2.50kW の場合、45,000 円→37,000 円)。

Q3-3 工事を途中で中止することになりました。何か手続きは必要ですか。

A3-3 工事の中止が分かり次第、すみやかに計画変更等申請書により、工事を中止する旨を申請してください。この申請を実績報告書提出締切日(令和 4 年 3 月 10 日)までに行わなかった場合、次年度以降に工事を実施する際、補助金の申請ができなくなります。

4. 実績報告(補助事業実績報告書)

Q4-1 新築住宅で、6月30日に設備工事を開始し、7月1日に設備工事が完了しました。住宅全体が完成するのが10月1日なのですが、実績報告書はいつ提出すればいいですか。

A4-1 実績報告書は設備の工事完了日から30日以内に提出していただくため、この場合は7月30日までに提出してください。

Q4-2 領収書がありません。また、領収書に社印は必要ですか。

A4-2 領収書はいかなる理由であっても、販売者の社印が押印されたものを必ず発行して下さい。

Q4-3 領収書に家の建築費も含まれている場合は、どうやって発行すれば良いですか。

A4-3 領収書の金額の下側に但し書きで補助対象金額(税抜)を記入してもらうか、申請者の氏名が記載されており、販売者の社印が押印された領収内訳書を添付して下さい。

Q4-4

- 電力事業者との太陽光契約に関する通知に記載されている名前や住所に誤りがありました。
- 記載されている住所と住民票等に記載されている住所(地番等)が異なります。訂正印などで訂正して提出すればいいですか。

A4-4 電力事業者に訂正を依頼し、訂正された通知の写しを提出してください。**訂正印や修正液などでご自身で訂正したものは受理ができません。**

- #### Q4-5
- 実績報告書の提出期限(令和4年3月10日)までに受給契約は完了していますが、電力事業者との太陽光契約に関する通知の発行が遅れ、提出期限に間に合いません。どうすればいいですか。

A4-5 事前に、提出が遅れる旨を記載した申立書を提出していただきます。ただし、系統連系・受給開始日が提出期限を越えている場合は、申立書があっても受理ができません。また、申立書があっても、令和4年3月31日が遅延した書類の提出期限です。申立書の様式については環境清掃課にご相談ください**(任意の様式は不可。)**

- #### Q4-6
- 新築後、実績報告書を提出する直前に他市に単身赴任することとなりました。住民票を単身赴任先の市に移すのですが、どうすればいいですか。

A4-6 蒲郡市の住民票が提出できない旨を記載した申立書を提出していただきます。併せて、登記簿の写しとその家に住むご家族の住民票を提出してください。申立書の様式については環境清掃課にご相談ください**(任意の様式は不可。)**

Q4-7

- 工事が令和4年3月10日に完了する予定でしたが、業者の都合で工期が1日延びそうです。工事はほぼ完了しているので、実績報告書の提出期限を延期してもらえませんか。
- 業者に実績報告書の作成を依頼していましたが、業者が提出を忘れており令和4年3月10日に間に合いませんでした。自分で出そうと思いますが、期限を過ぎていても受け付けてもらえますか。

A4-7 実績報告書の提出は**令和4年3月10日までです**ので、この日に間に合わなかった実績報告書は**どのような理由であっても受理ができません**。事前に業者と、工期や実績報告書について十分な調整を行ってください。

- #### Q4-8
- 補助金の振込先を別の人の口座にしたいです。どうすればいいですか。

A4-8 原則は、本人名義の口座への振込になります。しかし、やむを得ない理由により、本人名義の口座に振込できない場合は、環境清掃課にご相談ください。